

上尾市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 2 9 号

上尾市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則
上尾市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成 2 7 年上尾市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「いう。）、」の次に「児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号。第 6 条において「政令」という。）、」を加える。

第 2 条第 1 項中「次に掲げる」を「市長が必要と認める」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「第 4 号様式」を「第 2 号様式」に改め、同条第 3 項中「第 5 号様式」を「第 3 号様式」に改める。

第 3 条中「第 3 6 条の 3 6 第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「第 6 号様式」を「第 4 号様式」に改める。

第 4 条第 1 項中「法第 3 4 条の 1 5 第 7 項の規定により、」を削り、「第 7 号様式」を「第 5 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 8 号様式」を「第 6 号様式」に、「第 9 号様式」を「第 7 号様式」に改める。

第 5 条中「第 1 0 号様式」を「第 8 号様式」に。「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改める。

第 6 条中「法、」の次に「政令、」を加える。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）

上尾市長

（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

上尾市家庭的保育事業等認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づき、下記家庭的保育事業等を運営したいので、上尾市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第2条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 家庭的保育事業等の事業所の名称

- 2 事業の種類
家庭的保育事業
小規模保育事業（ A型 B型 C型 ）
居宅訪問型保育事業
事業所内保育事業（ 保育所型 小規模型 ）

- 3 家庭的保育事業等の事業所の所在地

- 4 事業開始の予定年月日

年 月 日開始予定

添付書類

(1) 事業の運営についての重要事項に関する規程

※定めるべき重要事項

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 提供する保育の内容
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び額
- ⑥ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- ⑦ 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(2) 収支予算書

(3) 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条又は第40条の規定により連携施設を確保したことを証する書類

第 2 号様式及び第 3 号様式を削り、第 4 号様式を第 2 号様式とする。

第 5 号様式中「児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 7 項及び」を削り、同様式から第 1 0 号様式までを 2 様式ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（以下「旧規則」という。）第 1 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式による書類は、それぞれ、この規則による改正後の上尾市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（以下「新規則」という。）第 1 号様式、第 4 号様式及び第 5 号様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に交付されている旧規則第 4 号様式、第 5 号様式、第 8 号様式から第 1 0 号様式までによる書類は、それぞれ、新規則第 2 号様式、第 3 号様式、第 6 号様式から第 8 号様式までによるものとみなす。